

生活福祉常任委員会会議録

平成19年5月24日

場 所 第1委員会室

平成19年 5月24日（木曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○地域生活行政及び福祉保健行政の推進に関する調査

○その他報告事項

- ・第12回宮崎国際音楽祭等について
- ・「みやざき男女共同参画プラン」について
- ・平成19年度地域づくり顕彰受賞者について
- ・「宮崎県電子県庁推進指針」の策定について
- ・宮崎パスポートセンターにおける「日曜交付」の実施について
- ・宮崎県県民栄誉賞の受賞について
- ・医師修学資金について
- ・県立みやざき学園の不適正な事務処理について

出席委員（9人）

委員	長	十屋幸平
副委員	長	黒木正一
委員		緒嶋雅晃
委員		徳重忠夫
委員		丸山裕次郎
委員		高橋透
委員		凶師博規
委員		新見昌安
委員		前屋敷恵美

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

病院局

病院局長 植木英範

病院局次長兼経営管理課長	山下健次
県立宮崎病院長	豊田清一
県立日南病院長	脇坂信一郎
県立延岡病院長代理	窪田悦二
県立富養園長代理	小川泰洋

地域生活部

地域生活部長	丸山文民
地域生活部次長（文化・啓発担当）	興梠徹
地域生活部次長（地域政策担当）	森山順一
地域生活部次長（交通・情報・国際担当）	太田英夫
部参事兼生活・文化課長	日高勝弘
交通安全対策監	湯地幸一
文化・文教企画監	道久奉三
青少年男女参画課長	井上昌憲
男女共同参画監	舟田美揮子
人権同和対策課長	酒井勇
部副参事兼市町村課長	江上仁訓
地域振興課長	湯浅真一
総合交通課長	加藤裕彦
情報政策課	渡邊靖之
国際政策課長	田原新一
市町村合併支援室長	坂本義広

福祉保健部

福祉保健部長	宮本尊
福祉保健部次長（福祉担当）	松田豊
福祉保健部次長（保健・医療担当）	宮脇和寛
福祉保健課長	松原英憲
医療薬務課長	高屋道博
薬務対策監	串間奉文
国保・援護課長	舟田宏

高齢者対策課長 畝原光男
児童家庭課長 西野博之
少子化対策監 佐藤健司
障害福祉課長 村岡精二
障害福祉課部副参事 杉本隆史
衛生管理課長 川畑芳廣
健康増進課長 相馬宏敏

事務局職員出席者

政策調査課主幹 斉藤安彦
議事課主任主事 大野誠一

○十屋委員長 ただいまから生活福祉常任委員会を開会いたします。

委員席の決定についてであります。現在お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。ちょっと見ていただきたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

日程案を目安にスムーズな委員会進行ができますように委員の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、委員会の運営方法についてありますが、執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けたいと考えております。今申し上げた要領で執行部の入れかえを行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、執行部の不在についてであります。健康増進課の古家福祉保健部副参事が病気療養のため欠席する旨の不在届が提出されておりますので、御承知いただきますようお願い申し上げます。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○十屋委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども9名が新たに生活福祉常任委員会委員に選任されたところでございます。

私は、このたび、委員長に選任されました日向市選出の十屋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

病院局におかれましては、少子・高齢社会が急速に進展する中で、疾病構造の変化や医療の高度化・専門性、医療制度の改革など、医療を取り巻く環境は厳しくなっております。また、県民の生命を守る県立病院は、地域の中核病院としてその果たす重要な役割が一層求められております。また、公営企業法を全部適用し、経営の健全性をより一層図って、高度で良質な医療を効果的、安定的に県民に提供しなければなりません。そのような視点を持ちまして、当委員会といたしましては、十分な審議を重ね、県民福祉の向上に寄与してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、東臼杵郡選出の黒木副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、西臼杵郡選出の緒嶋委員でございます。

都城市選出の徳重委員でございます。

西諸県郡選出の丸山委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、日南市・南那珂郡選出の高橋委員でございます。

児湯郡選出の函師委員でございます。

宮崎市選出の新見委員でございます。

宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

次に、書記を紹介いたします。

正書記の大野主任主事でございます。

副書記の斉藤主幹でございます。

次に、局長のごあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明をお願いいたします。

○植木病院局長 おはようございます。病院局長の植木でございます。ちょっと風邪を引いておりまして、大変お聞き苦しいかと存じますが、お許しをいただきたいと思っております。

ただいま十屋委員長のお話にもありましたように、委員の皆様には、このたび生活福祉常任委員会委員に御就任をいただきましてまことにありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長のごあいさつにもありましたが、御承知のとおり、病院事業を取り巻きます環境というのは大変厳しい状況にございますが、県立病院が今後とも地域の中核病院としてその使命と役割を果たしていくためには、経営改革が喫緊の課題となっております。

このような中、昨年度から、地方公営企業法の規定の全部を適用いたしまして、より企業性を発揮し、自立的な事業運営が可能となる経営体制を導入するとともに、宮崎県病院事業中期

経営計画を策定をいたしまして、その目標達成に向けた具体的な取り組みをスタートさせたところでございます。今年度はこの計画推進の2年目であり、その目標を達成する上で非常に重要な時期であるというふうに認識をいたしております。ごらんとおり、この委員会には、各県立病院の院長、事務局長も出席をいたしております。私ども病院局職員一同、一丸となりまして、引き続き、県民の皆様への医療サービスの向上や経営の健全化に全力を傾けてまいりたいと存じます。委員の皆様には御指導、御支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、お手元の常任委員会資料の1ページをお開き願います。病院局の幹部職員を紹介させていただきます。

まず、上から2番目の表でございますが、病院局次長の山下健次でございます。

その下、3番目の表の左側でございますが、経営管理課長は山下病院局次長が兼務をいたします。

次に、一番下の表の左側から順に御紹介いたします。

まず、県立宮崎病院長の豊田清一でございます。

県立日南病院長の脇坂信一郎でございます。

県立延岡病院病院長代理の窪田悦二でございます。

県立富養園園長代理の小川泰洋でございます。

次に、その表の右側でございます。

県立宮崎病院事務局長の野田俊雄でございます。

日南病院事務局長の矢野次孝でございます。

延岡病院事務局長の中武賢藏でございます。

県立富養園事務長の田中直道でございます。

恐れ入りますが、その表の上にお戻りいただ

きまして、右側の方でございますが、経営管理課課長補佐の日隈俊郎でございます。

最後に、議会担当であります経営管理課管理担当主幹の工藤柳多でございます。

職員紹介は以上でございます。よろしく願いをいたします。

それでは、2ページをお開き願いたいと思います。続きまして、組織の概要について御説明を申し上げます。

病院局は、本庁に経営管理課を置き、県立宮崎病院、日南病院、延岡病院、富養園の1課4県立病院で構成されております。経営管理課は、4県立病院の予算、決算、運営等の全般につきまして所管することといたしております。

なお、3ページから4ページにかけまして、経営管理課の業務概要及び県立病院の概要を記載しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

次に、5ページをごらんください。県立病院改革についてであります。現在取り組んでおります県立病院改革は、平成17年6月に決定いたしました「宮崎県立病院の今後のあり方について」の方針に沿って進めております。この方針に基づきまして、昨年4月から地方公営企業法の全部を適用し、また、病院事業の評価システムを導入したところであります。地方公営企業法の全部適用導入後もさらに経営形態について検討を行いまして、平成23年度を目途に、病院別にふさわしい経営形態を選択することといたしております。

次に、6ページをお開き願います。宮崎県病院事業中期経営計画についてであります。この計画は、大変厳しい経営状況にあります県立病院の経営の健全化を図り、高度で良質な医療を効果的、安定的に提供することをねらいとする

ものでありまして、今後のあり方の方針を踏まえまして昨年8月に策定をいたしましたところであります。6ページの中ほどにもありますように、計画の対象期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間といたしており、収支の目標といたしましては、最終年度であります平成22年度には、全ての県立病院において単年度での黒字化を目指すことといたしております。

7ページをごらんいただきたいと思います。4の経営改善につきましては、収益確保と費用節減の両方の面でさまざまな取り組みを行っていくことといたしております。また、5にありますとおり、患者の方々が安心して受診できる病院とするため、良質な医療の提供に努めることといたしております。

次に、6にありますように、病院別の収支計画も立てております。この内容は7ページから8ページにかけて記載をいたしておりますので、ごらんくださいませ。

8ページをお開き願います。中ほどの7をごらんください。この計画の推進状況の評価につきましては、外部の有識者で構成する評価委員会におきまして、半期ごとに評価を実施をいたしまして、その内容を公表することといたしております。

中期経営計画は以上のような内容であります。この計画の着実な推進を図ることによりまして、経営の健全化を図り、高度で良質な医療の提供が効果的、安定的に行われるよう努力してまいりたいと存じます。

次に、9ページをごらんください。経営健全化の取り組みについてであります。中期経営計画を踏まえまして、1にありますように、平成18年度におきましては、患者数の動向等を踏まえた病棟の再編を行うとともに、業務委託や共同

おりに私どもの方で対応をいたしました、やはり一部におきましてどうしても知事部局との交流等があります。これはやむを得ないことかなというふうに思っていますが、そのほか病院全体としましては、私ども病院運営がスムーズにいくような人事体制がとられて、新しい方々も十分そういったことに認識のある、知識のある方が配置されたというふうに思っております。

○丸山委員 今後、決算とかもありますので、常任委員会もありますので、その後いろいろと協議させていただこうと思います。

○高橋委員 ちょっと関連しますけど。看護助手は正規職員じゃなくなりましたね。その確認をまずさせてください。

○山下病院局次長 はい、18年4月から非常勤職員で採用しております。

○高橋委員 もう一点。正規の看護師、いわゆる入院基本料の7対1の関係でかなりの看護師が必要になっているはずだと思うんですが、その看護師もかなり臨時職員がふえていることをお聞きするので。割合とかわかりますでしょうか。看護師総数に対する正規と臨時職員の割合。

○山下病院局次長 全体としては、これは育児休業とか病休代替とかそういった職員も臨時職員として採用しておりますけれども、そういった職員を含めておおむね9%程度、10人に1人弱というのが臨時職員の割合でございます。このうち7対1看護用の22条職員といいますが、臨時職員というのが、これはすべての病院含めてですけれども、おおむね10名程度という数字でございます。病院の看護師が約940~950名おりますけれども、そのうちの80人強が22条職員で、そのうちの10人がいわゆる7対1看護用の臨時職員と。概略はそういうことでございます。

○高橋委員 ちょっと確認しますが、7対1の

関係で増員をした22条の職員というのは3病院で10名ほどだと、そういう理解でいいですか。

○山下病院局次長 7対1看護に取り組む際には、先ほど局長からも御説明申し上げましたように、病棟の再編というのも同時に行いました。そこでスクラップをした分も財源として、いわゆる正規職員をそこで生み出して、そして7対1に充てて、残り不足する分を22条職員で充てたということでございます。

○十屋委員長 ほかにございませんか。

○徳重委員 病院が健全な運営をしていくということになりますと、当然、医者というのが基本になると思います。医師の確保というか、現状の病院の経営の中で、宮崎病院、延岡病院、日南病院、それぞれでございますが、病床数あるいは患者数、外来その他現状の中では医師は十分充足されているという見方をしているのでしょうか。

○植木病院局長 今のお尋ねでございますが、これは数字を申し上げますと、定数に対しまして、5月1日現在で申しましても、これは全体の数字ですけど、87%の充足率でございます。そういったことで県立病院でもなお医師が足りないという状況でございますので、病院長もいろいろ努力をしていただいておりますが、私も一緒になって九州管内の大学の医局の方をお願いに上がったり、いろんなことを通して確保に努力をしているところでございます。

○徳重委員 努力をしていただいていることは当然のこととして、ありがたい話ですが、もう目標が決まっているんですね、健全経営に持っていくために22年度黒字化というような形までされているわけですから、そういう方向が決定しているということであるならば、これは相手があることですから、はっきり申し上げられな

いところもあろうと思いますが、何とか今年度中には最低充足するぞと、また必要な科目については、どうしてもこの病院にこの先生がいなければ経営上も厳しいと、いろんな問題があると思います。何とか年度内に先生の確保ということに、病院長初め、局長初め、幹部の皆さん方は全力で取り組んでいただかには、待っておって来るということは恐らくないだろうと。北海道から沖縄まで47都道府県あるわけであり、場合によっては海外のお医者さん、外国のお医者さんでも導入というんですか、来ていただくような考え方。精一杯の努力をしていただかないと目標達成はできないんじゃないかという心配をするんです。87%というのは非常に低いと。少なくとも90%、95%ぐらいまでは持っていないと目的は達成されないというような気がするんですが、いかがでしょうか。

○植木病院局長 大変厳しい御意見でございますが、そのように私ども全力を挙げて対応したいと思っています。

○前屋敷委員 県立病院は地域の中核病院としても、また高度医療の拠点としても本当に大事なところで、県民の皆さんの命と健康を守っていくという点では、大変重要な役割を県立病院は特に果たしているというふうに思います。今、御説明もいただいたんですが、当初予算の概要の中で、病院の事業収入のところ、入院患者数が1万3,802名の減少を見込んでいたというふうにあります。これは国の病床の削減に伴うこういう見方でしょうか。

○山下病院局次長 最近、これは入院、外来ともですけれども、相対的に県立病院の患者数は減少をしております。もちろん年次のものがあるんですけれども、平成14年あたりに患者の自己負担割合が高くなったとかそういった要素

もありまして、それから、民間病院が充実してきたとか、あるいは地域医療連携の中で診療所、中小病院との役割分担がしっかりしてきたということもございまして、こういった患者傾向になっております。

○前屋敷委員 地域の病院と連携をして地域住民の命と健康を守るという点では大事なことだというふうに思っています。今、国の医療制度がどんどん改定される中で、県立病院といえどもその波をかぶるという状況が今後さまざまに出てくると思います。それは病院経営も、また患者さんにとってもそういう状況が出てくると思いますので、そういった点でもやはりしっかりと患者さんの立場に立った医療を進めていくという役割もぜひ担っていただくよう期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○函師委員 企業法の適用によって経営の健全化を目指されるのはすばらしいことで、その努力は惜しまないでいただきたいと思うんですが、医療法の改正なり、診療報酬の見直しなりで経営が厳しくなっているのは重々承知しております。それとあわせて、公的な医療機関が果たす役割として、高度化なり、救急性を高めるなりというのはもちろんなんですが、私は、できることなら地域性を重視していただきたい。もしくは政策医療として、公だからこそできるというところはやっぱり守っていただきたいと思うんですね。利益を追求するがゆえに、そのような地域の声なり、本当に医療を必要とする方々を切り捨てていくようなことではなくて、公立だからこそその医療を守って、たとえそれが採算に合わなくても、住民の方なり、利用者の方からは十分理解が得られるというような方向性も私は残していただきたいと思うんです。

例えば、診療報酬の改定で長期入院することがほとんど難しくなってきた、患者・家族は病院から追い出されるという声がたくさん聞こえます。これは県立病院でもしかりです。ですから、そのあたりで長期療養ができるような環境を県の方で残していくとか、今後検討するとか、そういうところも視野にひとつ入れていただきたいなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○植木病院局長 ただいまの御意見、実情はよくわかります。県立病院の使命、役割といったことを私たちは十分認識をいたしております。ただ単に経営の健全化——これは最も大事なことなんですね、県民の皆様は安心・安全の医療を提供する、そのためにはその基盤である経営状況がしっかりしていないといけないということで、そういうつもりももちろんありますが、もう一方では、民間病院では対応できないような、今、委員がおっしゃったような地域医療とか救急とか高度医療といったような、大きく分けますと、政策医療、それから不採算医療と言うんですけれども、そういうものも担っていくのが県立病院だというふうに認識をいたしております。そういったことにも十分力を入れていく、それが使命、役割だろうというふうに認識をして病院改革に努めております。以上でございます。

○凶師委員 今後、我々もこの委員会の中で、そういう視野も忘れることなく、また具体的な提案なんかをさせていただければと思っておりますので、お願いいたします。以上です。

○十屋委員長 ほかよろしいでしょうか。

それでは、以上をもって病院局を終わります。執行部の皆様、御苦労さまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時39分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども9名が新たに生活福祉常任委員会の委員に選任されました。

私は、このたび、委員長に選任されました日向市選出の十屋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、座ってごあいさつを申し上げたいと思います。

地域生活部におきましては、地域の防犯を初め、安全で安心なまちづくりの進展や、カーフェリーの休止、県民交通手段の確保の課題など、いろんな課題を抱えておると思います。また、市町村行政に関する事務、合併、人権、男女共同参画、NPO、文化振興など、広く県民の暮らしに深くかかわっております。このような視点で我々も十分慎重な審議を重ねて県民福祉の向上に役立ててまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、委員の皆様を御紹介いたします。

まず、私の隣が、東臼杵郡選出の黒木副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、西臼杵郡選出の緒嶋委員でございます。

都城市選出の徳重委員でございます。

西諸県郡選出の丸山委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、日南市・南那珂郡選出の高橋委員でございます。

児湯郡選出の凶師委員でございます。

宮崎市選出の新見委員でございます。

宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

次に、書記を紹介いたします。

正書記の大野主任主事でございます。

副書記の斉藤主幹でございます。

次に、部長のごあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要の説明をお願いいたします

○丸山地域生活部長 皆様おはようございます。地域生活部長の丸山です。

座ってよろしいでしょうか。それでは、座って説明をさせていただきます。

私ども地域生活部でありますけれども、奇しくも今、委員長さんの方から御紹介があったところでもありますけれども、NPO、消費者行政、文化振興、私学振興、男女共同参画、人権啓発、国際化・情報化の推進、そしてまた交通問題、あるいはまた過疎対策ですね、地域振興、それから市町村行政、市町村合併、さまざまな分野を所管しているところであります。こういう広範囲にわたる分野を担当しているところであります。まして、直接県民の皆さんと深くかかわる事務を所管していると考えておるところであります。まさに県の行政の最前線に位置していると私ども考えておりまして、今年度も職員一丸となって部のさまざまな課題に対して取り組んでまいり所存であります。委員の皆様方の御支援と御指導をよろしくお願いを申し上げる次第であります。よろしくお願いたします。

それでは、初めに、地域生活部の幹部職員の紹介をさせていただきます。お手元の委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、文化啓発担当次長の興柁徹です。

地域政策担当次長の森山順一です。

次に、交通・情報・国際担当次長の太田英夫です。

続きまして、部参事兼生活・文化課長の日高勝弘です。

次に、交通安全対策監の湯地幸一です。

文化・文教企画監の道久奉三です。

生活・文化課課長補佐の鈴木一郎です。

続きまして、青少年男女参画課長の井上昌憲です。

男女共同参画監の舟田美揮子です。

青少年男女参画課課長補佐の古川壽彦です。

次に、人権同和対策課長の酒井勇です。

同じく、課長補佐の田村吉彦です。

続きまして、部参事兼市町村課長の江上仁訓です。

同じく、課長補佐の川島達朗です。

次に、地域振興課長の湯浅真一です。

同じく、課長補佐の梅原裕二です。

次に、総合交通課長の加藤裕彦です。

同じく、課長補佐の川原光男です。

次に、情報政策課長の渡邊靖之です。

同じく、課長補佐の甲斐善哉です。

次に、国際政策課長の田原新一です。

同じく、課長補佐の稲吉孝和です。

続きまして、市町村合併支援室長の坂本義広です。

同じく、室長補佐の川越道郎です。

最後に、県議会を担当することになります生活・文化課企画調整担当主幹の日高裕次です。

幹部職員の紹介は以上であります。よろしくお願いをいたします。

次に、続きまして、資料の3ページをお開き願います。地域生活部の組織一覧表を記載をさせていただきます。本庁に8課と1室、それから、出先が消費生活センターと西臼杵支庁の2つの機関で構成しております。職員数は全体で239名であります。

本年度の地域生活部における主な組織改正といたしましては、人権教育・啓発の総合的かつ

効果的な推進を図るため、人権同和対策課内に啓発担当と研修担当を設置したところであります。これに伴いまして、財団法人宮崎県人権啓発協会に委託しておりました業務を直営化し、人権同和対策課に宮崎県人権啓発センターを設置する予定としております。

次に、5ページから7ページにかけては、本庁各課の所管業務を記載しておりますが、これについては後ほどごらんいただきたいと思いません。

次に、9ページをお開きください。平成19年度の地域生活部の予算についてであります。19年度当初予算につきましては、知事選挙等の関係によりまして、人件費、公債費等の義務的経費や施設管理費等の経常経費を中心としたいわゆる骨格予算として編成しておるところであります。ただし、政策的な経費でありましても早急な対策を要する経費等は所要額を計上し、県民生活に影響が生じないよう措置したところであります。

その結果、地域生活部の平成19年度当初予算につきましては、表の一番下の合計欄にありますように、114億4,822万1,000円となり、18年度の当初予算と比較いたしましておおむね75%程度となっております。

なお、新規事業や政策的な判断を要する経費は、いわゆる肉付け予算として6月議会において補正予算案を提案することとしておるところであります。

次に、資料の10ページをお開きください。地域生活部の主な新規・重点事業について説明をさせていただきます。所管課別に記載しておりますので、順に説明をさせていただきます。

まず、NPO活動支援センター整備事業であります。県民の関心が高まりを見せているNPO

活動に関する相談への対応や研修等の役割を担うNPO活動支援センター事業により、NPO活動の促進を図るものであります。

また、NPOパートナーシップ創造事業は、県とNPOとの関係を推進するため、NPOから提案を募集し、効果が期待できると認められる事業をNPOに委託するもので、昨年度に引き続き取り組むものであります。

次の、犯罪のない安全で安心なまちづくり強化事業では、県民、事業者、県、市町村が一体となった県民会議を活用しながら、モデル事業、リーダー講習会、アドバイザー派遣事業を行い、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するものであります。

続きまして、消費生活相談員等設置費であります。消費者被害の解決支援と未然防止を図るため、引き続き消費生活センターに消費生活相談員を配置いたしまして、相談処理体制の充実を図るものであります。

また、交通安全運動県民参加促進事業は、大変厳しい状況にある本県の交通事故防止を図るため、交通安全に係る広報啓発を行い、県民の交通安全意識の高揚に努めるものであります。

次の宮崎国際音楽祭開催事業は、先日閉幕したところでありますが、国内外のすぐれた演奏家による質の高い演奏会等を開催することによりまして、本県文化の振興を図るものであります。

次の私立学校振興費補助事業では、私立学校の経営基盤の安定や教職員の資質の向上、そして保護者の経済的負担軽減など、教育環境の充実を図りまして、建学の精神を生かした特色ある学校づくりを推進するものであります。

続きまして、女性のチャレンジ支援事業であります。女性のさまざまな分野における活躍を

支援するため、支援情報を一元的に提供するチャレンジサイトの運営を初め、男女共同参画センターの相談窓口でチャレンジに関するアドバイスや情報提供などを行うものであります。

11ページをお願いします。「わくわく少年の旅21」派遣事業では、自然体験活動や異なる年齢間の交流を通じまして青少年の健全育成を図ることとしております。

次に、新規事業の宮崎県人権啓発センター（仮称）整備事業であります。県民が気軽に利用できる開かれた施設として、人権に関する図書、ビデオのライブラリー等を備えたセンターを整備し、人権教育・啓発の一層の推進を図るものであります。

次に、県議会議員選挙につきましては、既にこれは執行済みであります。参議院議員選挙につきましては、市町村選挙管理委員会と連携をし、選挙の適正な管理執行に努めるとともに、各種の啓発事業を行うこととしております。

続きまして、元気のいい地域づくり総合支援事業であります。複数の市町村がみずから提案・実行する広域連携による地域づくりの取り組みや、過疎市町村が県過疎地域振興計画を踏まえて取り組む事業に対し、ハード、ソフトの両面から引き続き支援するものであります。

次の元気みやざき県土利用計画策定事業は、計画的な県土の利用を確保するため、国土利用計画の県計画を新たに策定するものであります。

次の地方バス路線等運行維持対策事業であります。地域住民の日常生活に必要なバス路線の維持確保を図るため、バス事業者や廃止路線代替バス等の運行を行っている市町村に対しまして助成を行うものであります。

また、次の地域バス再編支援事業がありますが、新たにコミュニティバスなどの導入に取り

組む市町村に対して助成を行いまして、地域住民の交通手段を確保するものであります。

ページをめくっていただきまして、12ページであります。

まず、「みやざきの空」航空ネットワーク活性化事業は、韓国との国際定期便や、台湾を初めとする国際チャーター便の運航拡大を図り、航空ネットワークの維持充実を図るものであります。

続きまして、宮崎情報ハイウェイ21管理運営事業では、高速大容量の情報通信基盤であります宮崎情報ハイウェイ21の適正な管理運営を行うものであります。

また、電子申請届出システム運営事業でありますけれども、県民、企業等がインターネットを利用して県に対する申請・届け出等の手続を行うシステムを運営し、県民サービスの向上及び行政事務の簡素効率化を図るものであります。

次の多文化共生社会推進事業であります。地域住民と外国人住民とが互いの文化や習慣の違いを認め合い、ともに地域の一員として協力し合う多文化共生社会づくりの推進のため、県民に対する啓発あるいは外国人住民の支援等を行うものであります。

また、東アジア民間交流促進事業により、韓国等との民間交流促進を図ることとしております。

最後に、市町村合併に対する支援であります。市町村合併支援事業によりまして、旧合併特例法下で合併した市町における合併後の一体的なまちづくりへの支援を行いますとともに、新市町村合併支援事業によりまして、合併新法下での市町村合併の取り組みに対しまして、それぞれの段階に応じた支援を行うこととしております。

なお、13ページ以降に新規・重点事業の概要を記載しておりますけれども、説明は省略をさせていただきますと思います。

以上が当初予算関係であります。

続きまして、報告事項が6件ございます。私からは概要報告させていただきますけれども、詳しくは後ほど担当課長から説明をさせます。

資料の23ページをお開きください。まず、第12回宮崎国際音楽祭についてであります。今回は約9,000名の皆様の御来場をいただいたところであります。盛会のうちに5月20日に閉幕をしたところであります。

次に、資料の25ページをお開きください。「みやざき男女共同参画プラン」についてであります。本県の男女共同参画社会づくりの指針となる「みやざき男女共同参画プラン」につきまして、平成14年3月の策定から4年を経過し、国内外の動向や社会経済情勢の変化等に対応した新たな施策を展開する必要がありますことから、昨年度に見直し作業を行いまして、本年3月にプランを改定いたしましたところであります。その概要について説明をいたします。

次に、27ページをごらんください。平成19年度宮崎県地域づくり顕彰受賞者についてであります。この顕彰制度は、地域振興に関して特に功績のあった個人及び団体を顕彰することで、県民意識の高揚や地域づくりの促進を図ることを目的に、平成8年度に創設したものであります。第12回となりました今回は、選考の結果、1個人、3団体を決定し、授賞式を去る5月9日に講堂で行いましたので、その受賞者について紹介をするものであります。

次に、29ページをお開きください。「宮崎県電子県庁推進指針」の策定についてであります。これは、本県がこれまで整備いたしました電子

県庁の基盤を最大限に活用しまして、行政サービスのさらなる向上等を図るため、今後の施策の基本的方向等を示す指針を先般策定したところであります。その概要について説明をいたします。

最後に、31ページをお開きください。宮崎パスポートセンターにおける日曜交付の実施についてであります。旅券の交付につきましては、現在、平日のみの取り扱いとなっておりますが、7月からは、宮崎パスポートセンターにおきまして旅券の日曜交付を開始し、平日の受け取りが困難な利用者の利便性を高め、県民サービスの一層の向上を図ることとしております。その内容について説明をさせていただきます。

最後ですが、資料はございませんけれども、宮崎県県民栄誉賞について報告をさせていただきます。御承知のとおり、去る5月17日に、北海道日本ハムファイターズの田中幸雄選手が、本県出身者として初めて2,000本安打を達成されたところであります。22年という長年の鍛錬と、けがと闘いながらの大記録であります。宮崎県の大きな誇りでありまして、田中選手に宮崎県県民栄誉賞を贈り、その栄誉をたたえることとしたところであります。田中幸雄選手の授賞は、平成12年のシドニーオリンピックでの金メダリストの井上康生氏、平成14年のアイザック・スターン氏に次いで3人目となります。授賞式につきましては、現在日程を調整中であります。

私からは以上であります。

○道久文化・文教企画監 報告事項・第12回宮崎国際音楽祭等につきまして私の方から報告させていただきます。

資料の23ページをお開きください。

第12回宮崎国際音楽祭は、1にありますように、5月5日土曜日から先週の日曜日、20日ま

での16日間にわたりまして開催いたしました。

3の概要に記載しておりますように、今回も世界的指揮者、シャルル・デュトワ氏をアーティストディレクターに迎えまして、「麗しき旋律、情熱のリズム」をテーマにしまして、白丸印にありますように、メインとなる5回の演奏会を初め、都城市で開催しましたアン・アキコ・マイヤースさんのバイオリンリサイタルなど3回のスペシャルプログラム、それから、県内の小学生を対象とした「子どものための音楽会」で約9,000名、さらには、当日あいにくの雨となりましたが、5月5日に開催しました「国際ストリート音楽祭」、これらによりまして、合計しまして期間中約4万人の皆様にお越しいただきまして、成功裏に終了いたしました。

なお、下の方の米印にありますように、今後の関連イベントといたしまして、あさって26日の午後、橘通りを歩行者天国といたしまして、全国警察音楽隊によりますパレード、ストリート演奏会が実施されるほか、同じ26日の夜、それから翌日曜日の27日にも、芸術劇場や総合文化公園内で演奏会が実施されることとなっております。

今後とも、県民と一体となって、宮崎が誇る文化のビックイベントとして宮崎国際音楽祭を国内外に向けて発信して、さらに発展させてまいりたいと考えておりますので、引き続き、委員長初め、委員の皆様方の御支援、御協力をお願いいたしたいと存じます。

宮崎国際音楽祭につきましては以上でございます。

○舟田男女共同参画監 みやざき男女共同参画プランについて御説明を申し上げます。

委員会資料の25ページをお願いいたします。

まず、1の計画改定の趣旨についてござい

ます。このみやざき男女共同参画プランにつきましては、平成14年3月の策定から4年を経過したため、中間的な見直しを行いまして、社会経済情勢の変化などに対応した施策を展開していくことが必要であることから、昨年度平成18年度にこのプランの改定作業を行ったところでございます。改定に当たりましては、国の男女共同参画基本計画（第2次）、また、県民意識調査の結果のほか、民間有識者から成ります男女共同参画審議会、パブリックコメントなどで出されました意見などを踏まえて、内容を見直したところでございます。

次に、2の計画の性格及び役割についてでございます。このプランにつきましては、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画でございます。また、②にございますように、県、県民の方、市町村、民間企業、各種団体などが、それぞれの立場から男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいただくための指針となるものでもございます。

3の計画の期間につきましては、平成19年度から平成23年度までの5年間としております。これは、この県のプランが国の計画を勘案して策定をするといったことが法律の中でうたっておりますので、国の5年間の計画期間に合わせて策定をしているものでございます。

次に、4の計画改定の主なポイントでございます。このみやざき男女共同参画プランの本冊とダイジェスト版につきましては、5月の10日過ぎに議員の皆様方にお配りをしているところでございますが、本日は別添でダイジェスト版の方を準備させていただいておりますので、恐れ入りますが、そちらの方をごらんいただき

いと思います。

まず、ダイジェスト版の6ページと7ページをお開きください。計画の全体的な大系となっております。6ページの一番左側でございます男女共同参画社会づくりを実現していくために2つの基本的視点がございます。それから、その右に3つの基本目標、7ページの方に移っていただきまして9つの重点目標がございます。そして、その重点目標ごとに現状と課題を分析いたしまして、県庁内の各部局が推進する施策の基本的方向として31の項目がぶら下がる形となっております。

主な改定のポイントといたしまして、重点目標の6の部分に、防災対策やまちづくり、観光、環境などの分野における男女共同参画をさらに推進するため、新たな展開を必要とする分野における男女共同参画の推進、この部分を追加しているところでございます。

さらに、社会のさまざまな分野における女性の参画、また能力発揮を支援するために、施策の基本的方向の(11)女性のチャレンジ支援を追加いたしまして、情報の提供、相談窓口の設置など女性のチャレンジ支援を総合的に推進することとしております。

なお、このダイジェスト版の方には載せておりませんが、この31の施策の基本的方向の下の方には、各部局・各課が推進、実施いたします具体的施策が140項目ございます。こちらの方は改定プランの本冊の方に載っておりますので、後日ごらんいただければと存じます。

この計画につきましては、県庁ホームページにも掲載をしておりますが、今後ともさまざまな機会を通じ、県民の方にこのプランの趣旨につきましてわかりやすく啓発をし、男女共同参画社会づくりを推進してまいりたいと考えてい

るところでございます。

プランについての説明は以上でございます。

○湯浅地域振興課長 平成19年度宮崎県地域づくり顕彰受賞者についてでございます。

27ページをごらんください。

今回は、3個人、14団体の推薦があり、選考の結果、地域づくり大賞は該当ございませんでした。地域づくり奨励賞につきましては、山口弥五郎どん祭り保存会会長として、地域の伝統芸能を生かし、住民主体のまちづくりを積極的に推進された中元工禮様。大人歌舞伎の技能・技術を継承し、郷土の歴史的・文化的遺産を町内外へ発信することによって、地域活力の向上や地域のイメージアップに貢献された大人歌舞伎保存会。ふるさとの自然や地域資源など魅力の再発見につながる調査研究を実施するとともに、地域の個性を生かした多岐にわたる活動を実践することによって、地域活力の向上や地域のイメージアップに貢献された小林おもしろ発見塾。観光地の無料案内や観光案内所の開設により、観光のもてなしに尽力するとともに、市民のもてなしの心の醸成など、地域全体のイメージアップや地域活力の向上に貢献されました日南市観光ガイドボランティアの会の、1個人、3団体を決定し、授賞式を5月9日に行ったところでございます。以上でございます。

○渡邊情報政策課長 宮崎県電子県庁推進指針の策定について御説明いたします。

資料の29ページをごらんください。

まず、策定の趣旨でございますけれども、宮崎県電子県庁の推進につきましては、国策といたしまして進められております電子政府の実現に歩調を合わせたものでありまして、本県では平成14年11月に宮崎県電子県庁アクションプランを策定し、目標年度でございます18年度までに

は宮崎情報ハイウェイ21などの情報通信基盤、公共事業等電子入札システム等のオンライン利用基盤、財務会計等の内部管理業務システムなど、電子県庁の基本的な整備はおおむね完了したところでございます。したがって、今後は、これまでの基盤整備からその利活用に軸足を移しました取り組みを全庁的・効果的に進める必要がございます。このような観点から、本年3月に本指針を策定したものでございます。

次に、中ほどに示しております指針の概要についてであります。施策の基本的方向といたしましては、多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応するため、情報通信技術を活用しまして、行政サービスの向上と行政運営の高度化・簡素効率化を図ることとし、県民等が真にITによる便益を享受できますよう、限られた人員や予算の中で費用対効果等を踏まえた成果重視の施策を実施することとしております。

具体的には、まず、行政サービスの向上でございますが、県庁ホームページ等行政情報の電子的提供における質的・量的な充実や、申請・届け出等手続におきます県民や企業のオンライン利用を促進することとしております。

2つ目は、右の方に移りまして、行政運営の高度化・簡素効率化でございますが、行政内部の事務処理について、これまで整備いたしました人事給与や財務会計等の各種システムの利活用を進めますとともに、今後のシステム再編整備に当たりましては、これまで以上に費用対効果等に厳しい目を向け、行財政改革に資することとしております。

3つ目といたしましては、下の方に行きまして、電子県庁をめぐる諸条件の整備充実でございますが、県民等がいつでも、どこでも、だれでも安心して電子県庁の便益を享受できますよ

う、情報セキュリティ対策などに取り組むこととしております。また、今申しましたこれら3つの施策を効率的・効果的に実現いたしますために、申請・届け出等手続におけるオンライン利用促進により、県民等の利用者の視点に立ったオンライン利用の促進に向けた取り組みを行うことを初めとしまして、5つの重点項目を掲げてございます。なお、お手元に本指針を配付いたしておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

電子県庁推進指針の策定については以上でございます。

○田原国際政策課長 それでは、宮崎パスポートセンターにおきます日曜交付の実施について御説明をさせていただきます。

委員会資料の31ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1の趣旨であります。旅券の申請及び交付のうち、申請に当たりましては、代理人による申請が認められておりますが、交付に当たりましては、本人以外の受け取りは認められていないところでございます。このため、会社勤めや学生の方などの中には、旅券の受け取りのために会社や学校を休む必要がある方がおられます。そこで、旅券の日曜交付を実施し、平日の受け取りが困難な利用者の利便性を高めることにより、県民サービスの一層の向上を図ることとしたところであります。

次に、2の開始期日であります。7月1日の日曜日からであります。ただし、日曜日でありましても、年末年始の閉庁日は実施はございません。

次に、3の交付場所でございますが、県庁本館1階にあります宮崎パスポートセンターの1カ所でございます。なお、都城と延岡のパスポ

ートセンターで申請された方でも、事前に申し出ていただければ、宮崎パスポートセンターで受け取ることができます。

4の交付時間でございますが、午前9時から午後5時までであります。

5の職員体制としましては、国際政策課職員2人とパスポートセンター職員2人の計4人で対応することとしております。

最後に、6のその他でございますが、今回の日曜交付と同じ趣旨で宮崎パスポートセンターにおいて平成16年11月から実施しております延長交付につきましては、6月末をもって中止することとしております。また、宮崎、都城、延岡の各パスポートセンターの開所時間を午前8時半から9時に繰り下げることとしておりますが、これは旅券が日本人であることを証明する重要な公文書であり、その発給に当たっては厳正な事務処理を行うことが求められておりますことから、業務開始前の打ち合わせ時間等十分に確保することにより、より一層の日々の業務の適正化及び円滑化を図るためのものであります。御理解賜りますようお願いいたします。

宮崎パスポートセンターにおける日曜交付の実施については以上でございます。

○十屋委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終わりました。何か質疑はございませんか。

○高橋委員 国際音楽祭の件でお尋ねなんですけど、先だって新聞で知事のコメントが載っていたので、ちょっと気になっているものですから。「1億3,000万も要るのか」、何かそういう、ちょっと詳しく覚えていませんが、知事の言葉というのは大きいですから、先ほどの説明では、今以上にさらに発展していきたいということの説明もありましたし、今の水準なりを維持する

ためにそれなりの予算というのは必要なわけで、知事のあの発言の趣旨をちょっと。私、気になるもので、そこを確認したいんですけど。

○道久文化・文教企画監 確かに県費を1億3,000万円投入いたしております。ただ、音楽祭は、一流の演奏家によって質の高い音楽の鑑賞機会を県民の方に提供するという目的がございます。確かに知事がおっしゃるように、この厳しい財政状況の中でございますので、私どもといたしましても、協賛企業からの協賛金、こちらの方の確保に努めるとともに、また、入場者数の増加とか、内部経費の削減とか、そういうふうな方向で努力してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○高橋委員 いろいろと立派な答弁でございましたが、宮崎などでこういった高度な文化に触れる機会というのは本当にごく少ないですね、大都会に比べて。民間でやってくれないところに宮崎県は行政がしっかり応分の負担をして県民の方々に提供されてきたと思うんですね。そのことをしっかりと、私たちも機会があれば委員長を先頭に申し上げていきますので、この音楽祭、ぜひさらに発展していただくようお願いいたします。以上です。

○凶師委員 今の音楽祭についてなんですが、事業収入はどれぐらいあったんですか。

○道久文化・文教企画監 予算ベースでいきますと1億8,000万円ほどかかっております。入場料が2,500万程度、それから財団が負担していただくのは500万程度、それから、ちょっとあれなんですけれども、協賛金が今年度は予算よりはふえまして現金ベースで2,400万ほど、それから、ホテルとかを無料提供していただくといえますか、そういうものもありますので、協賛金と合わせましてすべてで3,700万程度というふうに見

込んでおります。

○図師委員 この事業の健全化なり事業評価をしていく場合に、バランスというのがやはり大切になってくるかと思うんですけど、文化活動ですから、一概に金額に換算できないところもたくさんありますし、何より目的が、県内に限らず、この活動が全国に発信するという目的もありますので、事業の継続性は大きい評価できる場所なんですけど、中身の検討といいますか、収支のバランスというのは今後さらに努力をしていただきたいと思います。

○道久文化・文教企画監 確かにおっしゃるとおりだと思います。それで、先ほど申し上げましたように、この厳しい財政状況下ということも勘案しまして、私どもも今後努力していきたいと思っております。

○丸山地域生活部長 私の方からちょっと述べさせていただきますけれども、国際音楽祭は12回目になりました。今、図師委員おっしゃいましたように、高橋委員もそうですけれども、コストをどう考えるかという話があるかと思うんですけど、定量的になかなかはかれない、はかれるものは入場者ぐらいですから、それは鑑賞の機会を県民に広く提供する、あるいは県外から泊まりで宮崎に来ていただいて音楽と観光を一緒にしていただくとか、そういういろんなパターンがあると思います。定量的にはかれませんけれども、例えば出張コンサートも県内でやっておりますし、ことしに限りましては、前夜祭としてオルブライトホールで「兵士の物語」も演奏しております。これはどういうことかという、結局は地域の活性化、街の活性化につながるわけですね。そういう取り組みを行っております。あるいはまた、川南でモーツァルト祭りというのをやっていますが、これもたしか

国際音楽祭がきっかけとなって、そういう事業を地元の方が中心となってまちおこし、むらおこしをされているというような効果も生んでおります。当然今後も、県と芸術劇場の共催でありますので、お互いに連携を密にしてよく話し合っ、質を落とさずに、コストをかけずにやれるものはないかどうか協議してまいりたいと考えております。以上であります。

○十屋委員長 ほかがございせんか。

○前屋敷委員 男女共同参画の改定の御説明をいただいたんですけど、やはり県が率先してこの改革に向けて共同参画事業を進めていくという点では、大変重要なことだと思います。今、自治体の取り組みあたりがどういうふうになっているのかを御説明いただけるとういかなと思います。

○舟田男女共同参画監 確かに、県のみの取り組みだけではなくて、県民の方に一番身近な市町村の取り組みが重要でございますので、例えば、計画策定をしているところが50%以下でございます。男女共同参画を進める上での指針となります計画をぜひ市町村にも策定をしていただきたいと思いますというような働きかけを、課長会議、担当者会議、それから直接首長さんを訪問しましてやっていくこととしていただいております。以上でございます。

○前屋敷委員 やはり地域で認識といいますか、男女ともにこういう意識が進んでいかなければならない課題ですので、今、自治体の計画が半分ということでしたので、ぜひこの促進に向けて、我々も頑張っていきたいと思っておりますけれども、県としての指導性も大いに発揮していただけるようお願いしたいと思います。

○新見委員 市町村課長にお尋ねしたいんですが、4月8日に執行された県議会議員選挙、我

々も当事者だったんですが、ふたをあけるまでは、知事選の影響もあってかなりの高投票率になるんであろうと言われていた中に、いざふたをあけてみたら、非常に下がっていたと。特に宮崎市なんか有権者の半分が投票に行っていなかったという、我々党にとっても非常にショックな結果だったんですが、予算として5億3,300万ほど盛られておりましたが、この中で啓発事業に充てられたのはどのくらいだったか。どういった啓発事業をやられたか。それと7月22日の参院選に向けて、県議選の啓発事業の反省を踏まえて新たな啓発事業を何か考えていらっしゃるころがあれば、教えていただきたいと思えます。

○江上市町村課長 まず、投票率の関係でございますけれども、投票率といえますのは、その原因の分析はなかなか難しゅうというのがまずございます。投票行動で一般的に言われていますのは、大きな選挙の後に続く選挙は一般的に落ちるといふような分析がございます。例えば今回の参議院選もそうですが、亥年は12年に1回来るわけですが、亥年には4年に1回の統一選挙と3年に1回の参議院選がございます。この年は4月の統一選挙がございます。その後の7月の参議院選挙は、通常の参議院選挙よりも全国的に10数%落ちます。どーんと落ちます。それから見ますと、今回の知事選挙の後の県議選というのはまさにそれが当てはまりまして、1月の知事選挙で盛り上がりました。選挙の後の4月の統一選挙ということで、まあ、一般的には投票行動としては落ちるであろうというふうに想定をしておりました。ですから、多分10数%落ちるであろうということですから、そういう意味からいけば一般的な学説に沿った投票率だったと思えます。

翻って、いかほど選挙に使ったかでございますけれども、16ページに書いてございますけれども、県議会議員の臨時啓発事業につきましては、16ページの下の方に、県議会議員選挙は18、19とまたがって準備いたしましたので、18予算と19予算の合計でございますけれども、啓発費は1,100万ほど使っております。どういうものをしたかでございますけれども、1つは、知事選挙からでございますけれども、従来やっておったような啓発ではなくて、一般的に若い人たちが投票に参加をしていないという実情がございます。特に20代の前半の方たちは4人に1人ぐらいでございますので、知事選挙から含めて、まず若い人たちに投票に行ってもらおうということで、例えば、携帯電話に発信をして、あしたは選挙ですから行ってくださいとかいふふうなこととか、例えば、温泉の石けんケースに選挙の啓発のマークを入れるとか、それから、4月の統一選挙で申し上げますと、もちろんこれも継続しましたが、スーパーのトレーに、トレーというのは買わなくても見ていきますので、いついつは選挙ですので行ってくださいとか、そういうアイデアを含めまして広告代理店からコンペをやりまして、そういうアイデアを採用させていただいて啓発したということでございます。

それから、3点目の参議院に向けてでございますけれども、参議院選挙につきましても、先ほどお話ししましたように、通常の常識からすれば、今度の参議院選挙は投票率は落ちるといふことは十分想定されます。もちろん当日の天気とか候補者の顔ぶれにもよります。けれども、一般的にはそういう1月、4月、7月という流れの中で落ちるであろうと想定できますので、今現在、予算としては400万ちょっとでございます

すけれども、代理店等々にお話をしてコンペの準備を実施中でございます。以上でございます。

○新見委員 候補者の責任も非常に大きいでしょうが、携帯電話を使つての啓発についてもうちょっと詳しく教えてください。

○江上市町村課長 これは試みでございましたけれども、我々はなかなか携帯電話使い切れないんですが、NTTのメールサービスに登録をしている方がいらっしゃいます。それは年齢ごとに登録されますので、20代の方を選別してメールサービスを送るということは可能です。例えば、一般の商売をされる方が契約をして、新製品のPRというのを携帯電話で送るサービスがございますけれども、20代とか30代とか年齢別に登録されていますので、その方たちに送ってもらいたいということで携帯電話会社と契約しまして、お金を払って20代の方に集中して投票の前日に送り込んだということでございます。

○十屋委員長 よろしいですか。

それでは、以上をもって地域生活部を終わりたいと思います。執行部の皆様御苦労さまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時32分再開

○十屋委員長 それでは、委員会を再開いたします。

さきの臨時県議会におきまして、私ども9名が新たに生活福祉常任委員会委員に選任されました。

私は、このたび、委員長に選任をされました日向市選出の十屋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ごあいさつは座らせてさせていただきたいと思

います。

福祉保健部におきましては、医師の地域的な偏在や産婦人科等の医師不足、それから地域医療の現場での課題等、さまざまな課題も残っております。さらに、障がい者福祉、地域福祉、食品衛生、疾病対策など事務が広範にわたっております。このような点を十分に我々委員も考慮しながら審議を重ねてまいりたいというふうに思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に、委員の皆様を御紹介したいと思います。

私の隣が、東臼杵郡選出の黒木副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、西臼杵郡選出の緒嶋委員でございます。

都城市選出の徳重委員でございます。

西諸県郡選出の丸山委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、日南市・南那珂郡選出の高橋委員でございます。

児湯郡選出の凶師委員でございます。

宮崎市選出の新見委員でございます。

同じく、宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

次に、書記を紹介いたします。

正書記の大野主任主事でございます。

副書記の斉藤主幹でございます。

それでは、次に、部長のごあいさつ、幹部職員を紹介並びに所管業務の概要等の説明をお願いいたします。

○宮本福祉保健部長 福祉保健部長の宮本尊でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、このたび、生活福祉常任委員会委員に御就任をいただき、誠にありがとうございます。

早速でございますが、先般、報道されておりますとおり、福祉保健部の出先機関であります県立みやざき学園において不適正な事務処理がなされていたことが判明し、県民の皆様に変な申しわけなく思っております。県民を代表する県議会の皆様にご場をおかりして深くお詫びを申し上げます。詳細につきましては、後ほど御報告をさせていただきますが、今後全庁的な徹底調査と再発防止対策に全力で取り組み、県政に対する信頼回復に努めてまいりますので、委員の皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

それでは、まず、先だって、部長としての私の心構えについて簡単に申し述べさせていただきますと存じます。

今、委員長のお話にありましたとおり、現在、少子高齢化の進行、社会経済情勢の変化等背景に、国レベルで社会保障制度改革が進められ、福祉・保健・医療の幅広い分野で従来の施策の大きな転換期にあります。そのような意味におきまして、特に慎重かつ適切な判断が求められる数多くの課題を抱えていると現状を認識しているところであります。

もとより、福祉保健部は、地域医療提供体制の充実、高齢者や障がい者等に対する福祉の増進、子育て支援、食の安全・安心の確保、県民の健康づくりなど、県民の生活に直結する大変重要な施策を遂行するという役割を担っておりまして、さきに実施されました県民意識調査の結果からも、県民の期待は非常に大きいものとなっております。厳しい財政状況ではありますが、そうした県民の期待にこたえるべく、職員一丸となって県民福祉の向上に全力を尽くしてまいり所存でございます。委員の皆様には御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ます。

それでは、お手元の資料によりまして、福祉保健部の幹部職員を紹介させていただきます。

資料の1ページでございます。

まず、次長でございます。福祉保健部次長（福祉担当）、松田豊。

福祉保健部次長（保健・医療担当）、宮脇和寛でございます。

次に、表の左側から順に御紹介いたします。

まず、福祉保健課長、松原英憲。

医療薬務課長、高屋道博。

薬務対策監、申間奉文。

国保・援護課長、舟田宏。

高齢者対策課長、畝原光男。

児童家庭課長、西野博之。

少子化対策監、佐藤健司。

障害福祉課長、村岡精二。

部副参事、杉本隆史。

衛生管理課長、川畑芳廣。

健康増進課長、相馬宏敏。

なお、部副参事の古家隆につきましては、本日、体調不良により欠席させていただいております。

次に、表の右側でございます。

福祉保健課課長補佐（総括）、柳田俊治。

同じく、課長補佐（福祉担当）、久松弘幸。

同じく、主幹（企画調整担当）、片寄元道。

医療薬務課課長補佐、緒方俊。

国保・援護課課長補佐、永友啓一郎。

高齢者対策課課長補佐（総括）、原田幸二。

同じく、課長補佐（介護保険担当）、押川幹男。

児童家庭課課長補佐、山口英子。

障害福祉課課長補佐、中西弘士。

同じく、副参事補、長沼英俊。

衛生管理課課長補佐（総括）、柏田精二。

同じく、課長補佐（技術担当）、日高政典。
健康増進課課長補佐（総括）、郡司昭和。
同じく、課長補佐（技術担当）、中村洋子。
以上でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、福祉保健部の所管業務の概要等につきまして御説明を申し上げます。

まず、組織についてであります。資料の3ページをごらんいただきたいと思います。福祉保健部の組織体制は、そこに記載しておりますとおり、本庁が8課、出先機関34所属となっております。

今年度の組織改正につきまして、4ページをごらんいただきたいと思います。いずれも出先機関に関するものであります。なお、資料には記載しておりませんが、これまで本庁で導入していた担当制を今年度から全庁的に出先機関にまで拡大をしております。

それでは、資料に沿って御説明いたします。

まず、1の保健所ですが、県内8地域に設置をされております保健所につきまして、県民の健康づくりのさらなる推進を図ること、また、その担当部署であることを明確にするため、これまでの地域保健課を「健康づくり課」に名称を変更するとともに、高千穂を除く7保健所につきましては、同じような趣旨で、地域保健課にあった2係も、それぞれ、「健康管理担当」「疾病対策担当」に名称を変更しております。

また、2にありますように、衛生環境研究所につきましては、試験検査等の所管業務により機動的に対応できるようにするため、従来の3部6課制から3部5副部長制に見直しております。

最後の県立看護大学であります。組織の簡素化、大学運営の効率化のために、事務局にあ

りました教務課を総務課に統合しております。

なお、本庁各課及び所管出先機関の業務概要につきましては、資料の5ページから17ページにかけて記載をしておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

次に、今年度の福祉保健部の当初予算の概要について御説明をいたします。

19ページをお開きください。

1の県及び福祉保健部の予算であります。当初予算は、御案内のとおり、骨格予算として編成しております。一般会計の予算規模は県全体で4,663億1,900万円、前年度当初に対して19.6%の減となっております。

その下の福祉保健部の予算であります。一般会計で703億3,747万4,000円、前年度に対して約35億円、4.8%の減となっております。骨格予算ではありますが、社会保障関係費等を経常経費として計上するとともに、政策的な経費につきましても、早急な対応を要する経費などは、県民生活への影響を勘案して所要額を計上しているところであります。

各課別の予算につきましては2の表のとおりであります。また、下から2番目の特別会計の母子寡婦福祉資金特別会計につきましては、4億9,222万8,000円を計上し、前年比2.1%の増となっております。

一般会計と特別会計を合わせた福祉保健部の予算の総額は、708億2,970万2,000円、前年比4.7%の減となっております。

それでは、資料の21ページをお開き願いたいと思います。21ページから28ページにかけて、平成19年度当初予算における福祉保健部の重点事業を掲載しております。このうち黒丸をつけている事業について簡単に御説明をさせていただきますと存じます。

初めに、福祉保健課所管の上から4段目の県立看護大学運営事業であります。県立看護大学は、平成9年開学から11年目を迎えて、今年度が大学院の完成年度となります。本県における資質の高い看護職者の育成と大学の有するさまざまな機能や研究成果の地域社会への還元など、本県の保健・医療・福祉の向上を目的とした大学の運営費であります。

次に、1枚めくっていただいて22ページでございます。

医療薬務課所管の事業であります。まず、一番上の医師修学資金貸与事業では、県内出身の医学部在学者に修学資金を貸与し、県内の地域医療の現場を支える医師の安定的確保を図ることにしております。

真ん中あたりの薬物乱用防止推進事業では、相談事業や、官民一体となった啓発活動を行い、全国的に増加傾向にある青少年の薬物乱用を未然に防止することにしております。

その下の、国保援護課所管の事業であります。まず、老人医療費支給事業であります。これは、市町村が行う老人医療に要する費用について一定の負担を行うものであります。

その2つ下の国民健康保険助成事業は、低所得者の保険税の軽減あるいは高額医療費の発生などに対しまして、市町村の国保財政の負担の軽減を図るものであります。

その下の都道府県財政調整交付金は、県が国保の財政調整機能の一部を担うことにより、国保運営の安定化を図るものであります。

23ページをごらんいただきたいと思っております。高齢者対策課所管の事業であります。

1つ目の長寿社会推進センター運営確立事業は、高齢者自身の生きがいづくりとあわせて、シニアパワーを引き出すための長寿社会推進セ

ンターの諸活動を支援するものであります。

めくっていただいて24ページをごらんいただきたいと思っております。

上から2つ目の介護保険財政支援事業であります。介護保険制度は、平成12年の創設以来、高齢者の介護を支える仕組みとして定着してきてきたところでありますが、高齢化の進展により、今後ますますニーズが高まることが見込まれますので、制度の円滑な施行と市町村の介護保険財政の安定化を図るものであります。

その3つ下の老人福祉施設整備等事業は、宮崎県介護保険事業支援計画等に基づき、老朽化した特別養護老人ホームの改築あるいは増床を行うことにより、入所待機者の解消を図るものであります。

次に、児童家庭課の所管事業であります。

2つ目の児童相談所心理判定機能強化事業は、児童福祉法の改正によりまして、新たに市町村が児童相談の第一義的な相談窓口とされたことを踏まえまして、市町村との役割に一部重複が生じることとなりました家庭相談員の役割を見直し、心理判定のできる家庭相談員を児童相談所に配置することにより、児童相談における市町村への支援機能の強化や、児童相談所の心理判定機能の充実を図るものであります。

25ページの一番上でございます。児童手当支給事業は、法律に基づきまして、児童を養育している者に児童手当を支給しておりますが、子育てを行う家庭の経済的負担のさらなる軽減を図る観点から、平成19年度から法律が改正されて、3歳未満の乳幼児に対する児童手当の額について、第1子及び第2子については1人につき月5,000円であったものを、一律1万円に増額したところでございます。

次に、障害福祉課の所管事業であります。

5つ目の「生きる力」応援・うつ病対策事業につきましては、昨年の8月に宮崎県自殺対策協議会を立ち上げるとともに、相談体制の整備や啓発事業など、自殺関連うつ病対策事業を実施しているところではありますが、今年度は同協議会からの提言を取りまとめ、総合的な事業展開を図ることとしております。

その3つ下の障がい児ライフステージ支援モデル事業につきましては、障がい児のライフステージに応じた一貫支援を確立するため、福祉ゾーンをモデルに、本県独自の療育支援プログラムを試行、実践しておりますが、今年度はこれらの試行を踏まえて、より実効性に配慮した検証、改善を進めていくこととしております。

その下の障がい児等療育支援事業についてですが、昨年度、県北、県西を対象に肢体不自由児対策として取り組みました事業を、今年度は県内全域に拡大するなど、身近なところで必要な診察、訓練、相談が受けられるよう、民間医療機関を最大限活用しながら、県内における療育支援体制の整備を図ることとしております。

次に、26ページでございます。衛生管理課所管の事業であります。

3つ目のBSE検査業務運営費は、県内5カ所の食肉衛生検査所において実施いたしますBSEスクリーニング検査に要する経費で、安全で衛生的な本県産牛肉の提供を図るものであります。

次に、健康増進課所管事業についてであります。27ページの上の方でございます。

女性の健康支援事業でございますが、これは女性のライフステージに応じた健康相談やがん予防の普及啓発、検診の推進等を行い、生涯を通じた女性の健康保持増進を図るものでありま

す。

28ページをごらんいただきたいと思います。

上から2つ目の新型インフルエンザ対策事業であります。これは、抗インフルエンザウイルス薬「タミフル」の購入備蓄に要する経費であります。

主な事業は以上でございますが、資料の29ページから41ページにかけまして主要事業の概要を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上が平成19年度当初予算の概要であります。

次に、その他の報告事項につきまして2件でございますので、順に御説明を申し上げます。

43ページをお開きください。

まず、医師修学資金についてであります。昨年度創設いたしました医師修学資金につきましては、今年度は4名の定員に対し、6名の応募がありまして、医師不足に早期に対応するため、応募のあった6名全員への貸与を決定したところであります。本件の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明させていただきます。

次に、45ページをお開きください。

冒頭でも触れさせていただきました県立みやぎ学園の不適正な事務処理についてであります。

1の経過等にありますように、今回発覚した不適正処理は、業者との間で架空の物品調達の取引を行い、それによって業者の方にプールされました資金を後の物品購入で使用するという、いわゆる「預け」と呼ばれるものであります。

この4月の定期異動で同学園に着任した園長から、所管課である児童家庭課に報告があり、部としても調査を実施したところ、県内の2つの事務用品の納入業者との間でそのような不適正処理がなされていたことが確認されたもので、

確認できている限り、預けの残高は、ことしの4月1日現在で120万6,405円となっております。

現時点までの調査結果については(1)に記載しております。

まず、①ですが、同学園には、平成14年度から18年度にかけて預けの収支が記載された預け金受払簿があり、預け金は主に事務用品の購入に充てられていたようであります。18年度以降の預けはなく、預け金の使用はことし1月が最後のものであり、②にありますとおり、今のところ、2社以外への預けの存在や職員による私的流用は確認されておられません。

また、③の表にありますとおり、2社に対する預け金については、それぞれ平成14年度あるいは15年度当初の残高が確認されており、その後の増減を経て現在の額に至っております。

こうしたことから、④にありますとおり、この預けは平成14年度以前から存在していたようで、当年度の余った予算をこうした手法でプールして翌年度以降の物品購入に充てていたようであります。

また、(2)にありますとおり、同学園においては、預け以外にも、地区の文化祭への参加に対する謝礼等の収入を小口現金という形で管理し、児童の処遇に充てていたという不適切な事務処理も判明しており、この小口現金の残高は4月1日現在で6万円余となっております。なお、この小口現金に関しましても、今のところ職員による私的流用は確認されていないところでもあります。

ここまでの経過等につきましては以上でございますが、今後につきましては、2にありますとおり、5月17日に設置した副知事、総務部長、会計管理者による庁内調査委員会を中心に、全庁的に徹底した調査を実施することといたして

おります。

なお、調査の実施に当たっては、取引業者の協力を得ながら、また調査の客観性や公平性を担保するため、弁護士や公認会計士など外部の専門家により近く設置する予定の外部調査委員会に検証、提言を求めることにしており、調査結果につきましては、8月下旬を目途に公表する予定であります。

県といたしましては、こうした取り組みにより、一刻も早い県政への信頼回復に努めてまいり所存でありますので、委員の皆様にも御理解いただきますようお願いいたします。

私からは以上でございます。

○高屋医療薬務課長 平成19年度の医師修学資金について御報告をいたします。

43ページにお戻りいただきたいと思っております。

まず、制度の概要について御説明をいたします。本修学資金の貸与の対象者は、大学の医学部在籍学生で、将来、県が指定する僻地や小児科等の医療機関において医師の業務に従事しようとする者としており、貸与の額は月額10万円、また、1年生に限り、入学金相当額として28万2,000円が貸与されます。

返還の免除についてであります。貸与を受けた期間の2倍に相当する期間内に、貸与を受けた期間と同じ期間、指定医療機関において医師の業務に従事したときには、返還を免除することとしております。

続きまして、今年度の貸与状況について御説明いたします。先ほど部長の方から説明がありましたように、今年度は4名の定員に対しまして6名の応募があったところでございますが、面接を行ったところ、地域医療に貢献しようとする強い意欲が確認できましたことから、医師不足への早期対応が期待できる5年生の2名を

含めまして、6名全員に貸与することといたしました。

また、希望診療科といたしましては、僻地への勤務希望が4名、小児科等特定診療科への勤務希望が2名となっております。

なお、18年度と19年度の累計では、全体で14名、僻地への勤務希望が7名、小児科等特定診療科への勤務希望が7名となっております。以上でございます。

○十屋委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はございませんか。

○徳重委員 福祉保健課の方の、21ページですが、県立看護大学の卒業生の就職実態というんですか、県内・県外、わかっておったら教えてくださいませんか。過去2～3年。

○松原福祉保健課長 県立看護大学の卒業生の県内・県外への就職状況でございますが、平成17年3月卒業生につきましては、県内46.2%でございます。平成18年3月卒業生につきましては、県内55.2%でございます。平成19年3月卒業生につきましては、県内37.2%という状況でございます。

○徳重委員 大変な投資額ですね、県民の税金を使って、毎年これだけの事業費を使って支援をするわけですから、30%台ではいかがかなと。学校に入学する人たちは、県内・県外、全国からおいでになるんだろうなと、こう思っていますが、状況がわかっておれば、17、18、19年の県内の入学者がわかれば教えてください。

○松原福祉保健課長 17年につきましては、入学者数100人中61人が県内でございます。平成18年度につきましては、106人の入学者中57人が県内でございます。平成19年度につきましては、入学者数102名中66名が県内出身者でございます。

○徳重委員 最後になりますが、こういう県内の入学者、あるいは県外も一緒だと思うんですけど、資格を取られて卒業されるわけですから、県内に残ってほしいという、病院側からあるいはいろんな組織からそういうお願いというのはされることはないのでしょうか。自由意思でしょうか。そこ辺いかがなものでですか。どういう形になりますか。

○松原福祉保健課長 就職される方で県内の割合が、19年3月末につきましては37.数%ということで、若干低くなったのかなと。それ以外は大体40～50%いっておるところであります。できるだけ県内に看護師さんとして残っていただくということを我々としても希望しておりますので、このところは県内への就職を促すようないろんな講演とか研修とかそういうことは実施していきたいと考えております。

○徳重委員 ぜひそういう形で残してほしいと思いますが、県内の看護師さんの数というか、今、病院ひっくるめて、充足していると見ていらっしゃるのか、まだかなり不足していると見ていらっしゃるのか、状況をわかっておったら教えてください。

○高屋医療薬務課長 県内の看護職者の充足状況なんですけれども、看護職員の需給見通しというのを立てておりまして、それで見ますと99.3%ということで、ほぼ充足していると見ております。

○図師委員 みやざき学園の件なんですけど、精査についてはこれからということで、8月末の報告をまつことになると思うんですけど、今わかっている範囲で、平成14年以前からも預かりという行為は行われておったとこの資料にもありますけれども、平成14年からでもいいんですが、現在に至るまで、管理者と事務の最高責任者が

何人入れかわっているか、わかれば教えていただけますか。

○西野児童家庭課長 平成14年度以降の職員、責任者と事務担当者ということでございましたので、園長と、実質的に会計の責任といたしますか、出納員としての責にある副園長、及び庶務担当者ということでお答えさせていただきたいと思えます。園長でございますが、14年度から18年度までは2人が園長として職にございました。また、副園長でございますが、14年度から18年度まで3人。庶務担当者につきましては、14年度から18年度まで……、直接預け行為に関与したと思われる庶務担当者については、14年度から18年度まで3名でございます。

○凶師委員 今回たまたまそれが表面化したという結果であって、それぞれの担当者なり施設長がかわる時々、今までにはこういう内部からの通報なり告発というのは一切なかったと理解していいのでしょうか。

○西野児童家庭課長 結果として本庁まで報告がされていなかったということでございます。これまでの調査では、例えば、担当者間ではこれまでの慣習としてそのような行為があったと、残高として残っているということについては引き継ぎがあったというふうに聞いております。しかし、それが本庁まで上がるということはございませんでした。

○凶師委員 詳しくはまた本会議の中でもお聞きしたいと思うんですが、いわゆる管理者なり事務担当者がかわりながらも、それが本庁まで上がってきてなかったということは、そういう体質なり、組織的な預かりに対する取り組みといたしますか、慣例があったと理解せざるを得ないと思うんですね。ですから、今後、こういう行為がほかの課でも行われていないかとか、そ

のあたりの調査が入るかと思うんですけれども、この機会にうみを出していただいて、県議会もそうなんですが、執行部の方々も県民からの信頼を回復するための努力を惜しまないでほしいと思えます。以上です。

○宮本福祉保健部長 おっしゃるとおり、本庁は近年、チェック体制が非常に厳しくなりました、なおかつコンプライアンス意識も高まってきていますので、そういったものはないかと思えますけれども、出先機関につきましては、本庁ほど危機意識がないといえますか、そういうことで、従来からあったものをそのまま引き継いで、不正であるという意識も持たずに漫然とやってきたものが残っていたんだと思っております。おっしゃるように、この際にすべて出して、これは取り扱っている職員から見ますと、やはり、おかしいなというじくじたる思いを持ちながら引き継ぎをやってきたんだらうと思えますので、この際うみを出してすっきりした体制で臨みたいと思えますので、私ども出先機関が多いものですから、今それについても調査を投げかけておるところでございます。

○緒嶋委員 みやざき学園はある意味では正直に出されたと思うんですね。県職員の皆さんを疑っちゃいかんのですけれども、私は、こういうのはほかにもあるんじゃないかなという気がするわけですよ。しかし、言われたように、この際、できるだけ赤裸々に出して、隠すんじゃない、これは、継続してきた中でそれぞれの立場の人は、何とかしなきゃいかんと思いつつと今まで来たんじゃないかと思うんですね。逆に言えば、処分があると大変だとか、自分の身もかわいとか、いろいろあったと思うんですね。知事もあれだけ裏金はありませんかということも申された中で、ちょっと時期的に

ずれたわけですね。恐らく出先の皆さんも今、どうしようかと悩んでおられる人がおるんじゃないかな。そういうことであるけれども、これはたまたま個人の流用がなかったというのは私は救いだと思うんですね。何らかの形で学園なら学園のために金は結果として使われたわけだから、それは救いだっと思うんですよ。しかし、会計処理上こういうことがあってはいけないわけですので、やはり法令遵守というのが今言われておる中では、そういう自覚を持って今後は明朗な中で仕事ができるように。また、この財政が厳しい中では、予算の残を本庁に返すよりは、その中で少しでも来年使おうというのもあったと思うんですけれども、全体的に意識改革を徹底的にやると、そういうことで県民の信頼を回復するように、部長を先頭に、これはほかの各部でも同じだと思うんです。そういう点を徹底していただく。それ以外ないんじゃないか。すべて処分ありきじゃなくて、今後は絶対やっちゃいかんという体制にする。その方が私は必要じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ頑張ってください。

○高橋委員 厳しい財政の中で、乾いたぞうきを絞るような現実があったような気がしてならんとです。特に出先は厳しいんですね。予算要求のあり方についても、今後、本音でしっかりと本庁と出先がすり合わせできるような環境をつくっていかないと、裏金—私的流用—飲食費というふうに世間でとるんですね。そうじゃないわけですよ、実態は、今、緒嶋委員がおっしゃったように。言い方は悪いけど、これは裏技なのかもしれません。マスコミさん、きょう入っていらっしゃいますけど、裏金＝悪というふうに県民はとっているんですね。私もちょっとこれは苦しい、心が痛む思いなんですけど、そ

ういう財務会計の処理のあり方の徹底ですね、そして、今先ほど申し上げたように予算要求のあり方、もう一遍見直していただきたいと思えます。これは意見だけ。

○緒嶋委員 今、はしかが、これは健康増進課長ですが、みんな不安がっておるわけですね、関東で発生したはしか。このことで県民も何となく、これは大丈夫かという気がするんですけれども、毎日新聞にもワクチンが90本とか100本しかないとかいろいろ言われるわけですが、このことについて宮崎県は大丈夫だということを一言言っていたいただきたいんですが、どうですか。

○相馬健康増進課長 感染症でございますので、大丈夫だという断言はできないんですけれども、従来、私ども「はしかゼロ作戦」ということで麻疹の予防接種の徹底とか全数報告等をやっていただきまして、サーベイランス等で早期の対応を図るようなこともやってまいりました。そういう中、今回、関東地方の方から流行が始まりまして、連休あけて全国に広がった形で、県内でもお二人ほど届けがあったわけでございますけれども、届けがございましたケースにつきましては、保健所を通じまして、家族、また学校等にその後の対応等について十分指導するとともに健康観察等も行っております。また、必要な方に対してはワクチンの接種ということで、拡大防止に対しては全力を尽くしているところでございます。

○十屋委員長 私から一言。先ほどから各委員からみやぎき学園の件につきまして御意見がございましたように、全容の解明と、なぜこういうことが起きたんだということについてしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。そして、県民の信頼を回復していただけるよう、福祉保健部長以下、執行部の皆

さん、ぜひ御努力をお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、以上をもちまして福祉保健部を終わります。執行部の皆様、大変御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後0時15分休憩

午後0時16分再開

○十屋委員長 それでは、委員会を再開いたします。

5月15日に行われました委員長会議の内容について御報告したいと思いますが、こちらをずっと読みますと時間等かかりますので、要点だけ御説明申し上げたいというふうに思っております。

確認事項の資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。(5)の閉会中の常任委員会についてであります。定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、継続案件を審議する必要がある場合、あるいは緊急に協議する事項が発生した場合等には、適宜委員会を開催するものであります。

次に、2ページの(8)の常任委員長報告の修正申し入れ及び署名についてであります。本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正の申し入れを行う場合は、私、委員長の方へ直接行うこと。また、報告の署名は委員長のみが行うこととするものであります。

次に、3ページの(12)の調査等についてであります。

まず、アの県内調査についてであります、3点ございます。

1点目は、調査中の陳情・要望等について、

事情聴取の性格を持つものであり、委員会審査に反映させれば事足りることで、後日回答する旨等の約束はしないということでもあります。

2点目は、委員会による調査でありますので、個人行動はできる限り避けるというものであります。

3点目は、県内調査ではありますが、特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

なお、委員会の県内調査につきましては、表のとおり扱うこととなっております。こちらの方に別表があると思っておりますが、このうち、日程につきましては、必ずしも2泊3日という日程を前提とせず、宿泊地の交通事情を考慮することや、調査先を厳選することなどにより、例えば1泊2日と日帰りといった日程なども可能と考えられます。

次に、イの県外調査についてであります。

節度ある調査を行うために、個人的な調査、休祝日、定例会中、調査先の議会中及び災害時の発着、さらには単独行動を避けることを確認するものであります。

なお、県外調査につきましては、先ほどの表のとおり、3泊4日以内の日程で行うこととなっております。

最後に、4ページ、ウの国等への陳情につきましては、必要に応じて、所管する事項について関係省庁等に行うというものであります。

その他の事項につきましてもお目通しをいただきたいと思っております。

皆様には、確認事項に基づき、委員会の運営が円滑に進むよう御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

暫時休憩いたします。

午後0時20分休憩

午後0時20分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

今年度の委員会調査など、活動計画（案）について書記に説明をさせます。

○大野書記 それでは、平成19年度生活福祉常任委員会の活動計画について御説明いたします。

お手元にお配りしております「平成19年度生活福祉常任委員会調査等活動計画（案）」をごらんください。

まず、県内調査についてであります。今年度も県内を県北、県南の2地区に分けて実施するものとし、県南地区を7月2日（月）から4日（水）、県北地区を7月25日（水）から27日（金）に、いずれも2泊3日以内で実施する予定であります。

次に、県外調査についてであります。今年度は、8月21日（火）から8月24日（金）に3泊4日以内で実施する予定であります。

次に、公営企業会計決算審査についてであります。今年度は10月1日（月）から3日（水）の日程で実施する予定であります。

次に、閉会中の委員会についてであります。7月20日（金）、10月29日（月）及び1月23日（水）を予定日とし、内容等については、直前の定例会中の委員会で確認する予定であります。

最後に、国等への陳情についてであります。陳情は、必要に応じて、所管する部局の陳情項目を関係する省庁等に対し行う予定としておりますので、よろしく願いいたします。

委員会の活動計画については以上であります。

○十屋委員長 書記からの説明が終わりました。先ほどの日程で実施する予定であります。日程の都合もありますので、調査先について皆様からあらかじめ御意見を賜りたいと思うんです

が、参考までに、お手元の資料にこちらの方のペーパーが行っております。「平成19年度生活福祉常任委員会調査候補地」を配付しておりますので、この資料をもとに、調査先等につきまして御意見、御要望をいただきたいと思っております。

○丸山委員 ちょっと休憩してもらいますか。

○十屋委員長 それでは、しばらく休憩したいと思います。

午後0時23分休憩

午後0時33分再開

○十屋委員長 それでは、委員会を再開したいと思います。

県内・県外調査の日程、調査先等につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、本日の委員会を終りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わりたいと思っております。どうも皆さんお疲れさまでした。

午後0時34分閉会